

『平成17年度 厚生労働白書』に対する意見 平成15年11月18日  
地方財政審議会委員 木村陽子

- 『平成17年度 厚生労働白書』「第4節生活保護を取り巻く地域の状況と取組み 1生活保護制度と地域差の要因」の部分、「図表2-4-5都道府県別保護率と福祉事務所別保護率のばらつき度の関係」(128ページ)の問題点について

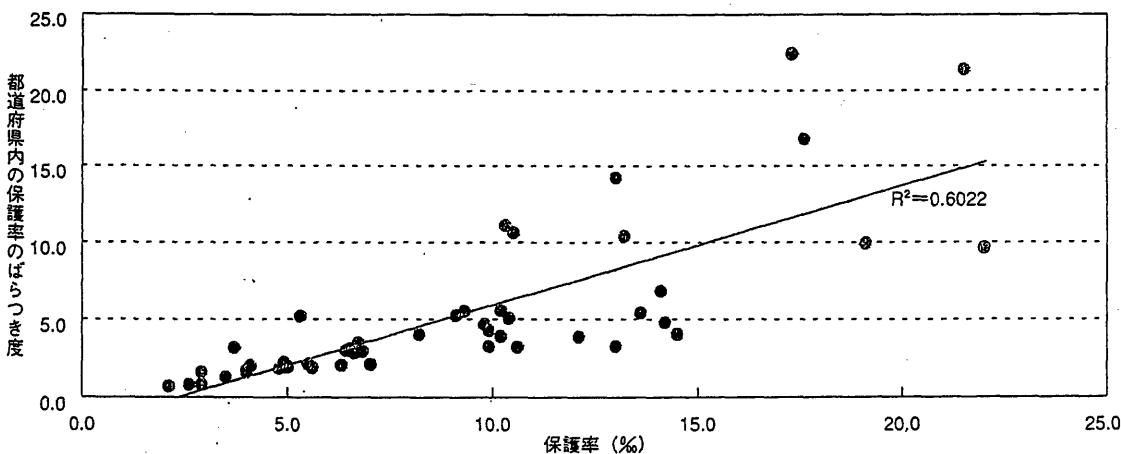
厚生白書の記述(128ページ)

(都道府県内における保護率についてもばらつきが大きい)

都道府県別の保護率とその都道府県内の福祉事務所ごとの保護率のばらつき度との関係を見ると、保護率の高い都道府県においては、その都道府県内におけるばらつき度も大きくなっている。

図表2-4-5▶

図表2-4-5 都道府県別保護率と福祉事務所別保護率のばらつき度の関係



(注1) 福祉事務所については、東京都三宅支庁を除く。

(注2) ばらつき度とは、各都道府県内の福祉事務所別保護率の標準偏差を示す。(多くの都道府県(33地域)では、標準偏差が5以下であるが、標準偏差が10以上の都道府県も6地域ある。)

### 問題点

図表2-4-5は「①平均値（この場合は、各県の保護率）が大きければ、標準偏差（この場合は各県内の各福祉事務所の保護率）の値も大きくなる傾向がある。」ことを示したに過ぎない。

つまり、保護率(%)と都道府県内の保護率のばらつき度（標準偏差）との相関をとれば、図にあるように決定係数は0.6022（相関係数は0.78）と非常に高い数値が出るのは当然であって、ここから結論を出すことは意味をなさない。

↓

### 変動係数（平均値が異なる場合の散らばり）から言えること

通常、統計学ではこのことを避けるために、つまり、「②平均値が異なる場合、単純に標準偏差の比較だけで散らばりを判断することができない」ため、平均値の異なるデータ間の散らばりを比較するときには変動係数（標準偏差を平均値で除したもの。100に対する数値）が有効である。

表1にしたがって、変動係数を見ると、次のことが言えるに過ぎない。

- ① 変動係数が大きいところほど保護率が高い、ということはない。両者の相関係数  $r = 0.34$ （通常  $r$  が 0.7 以上を相関があるとする）。
- ② 変動係数を見ると、京都府 129、兵庫県 110、神奈川県 108、愛知県と大阪府 100、福岡県 96、静岡県 87、鹿児島県 79、と一般的に大都会を有する都道府県ほど、また保護率の高い都道府県ほど変動係数が大きいように見えるそうではない。愛知県は保護率が低いが変動係数が大きく、北海道は保護率が高いが変動係数は 44、東京都も保護率が高いが変動係数は 49 と小さい。

これは北海道（図1）、東京都（図2）、愛知県（図3）、大阪府（図4）、福岡県（図5）の各図で示すように、県内に県内平均保護率よりも非常に高い保護率の福祉事務所を数ヶ所抱えている場合に、変動係数が大きくなることを示しているにすぎない。

- ③ それらの数ヶ所（2ないし4ヶ所ほど）を除いて変動係数をとると、いずれも変動係数は 50～70 に低下する。

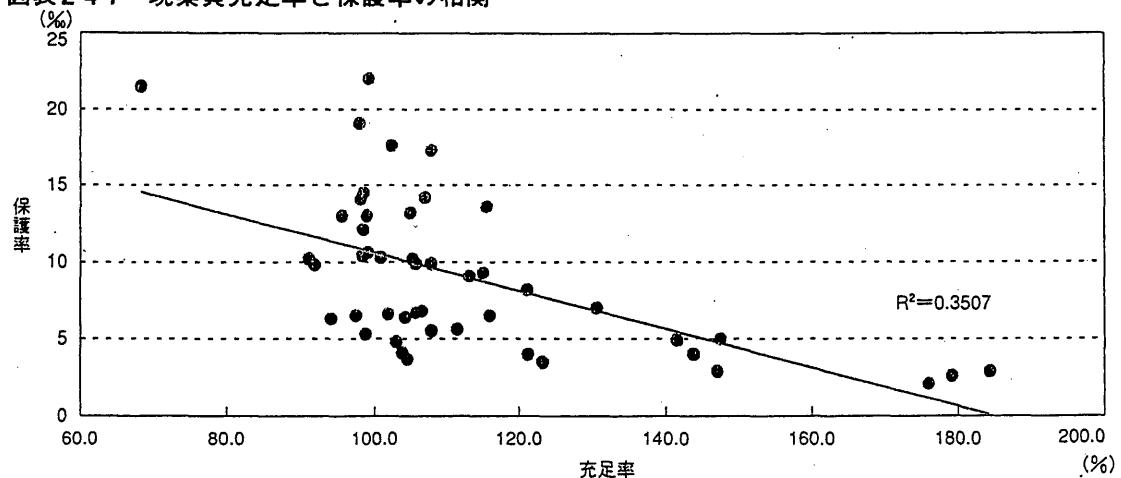
したがって、福祉事務所の保護率の散らばりと保護率との間には関係を見出すことができない

## 2. 「図表2-4-7 現業員充足率と保護率の相関」(130ページ)の問題点について 厚生白書の記述(129ページ、130ページ)

現業員の充足率（現業員数／標準数）を都道府県別に見ると、最も高い地域（184.4%）と最も低い地域（68.4%）で2.7倍の大きな差がある。現業員の充足率と保護率の関係をみると、充足率が100%を上回る都道府県（32地域）の保護率は8.3%、100%を下回る都道府県（15地域）の保護率は12.8%で1.5倍の差があり、現業員の充足率が高い地域では保護率が低く、充足率が低い地域では保護率が高くなるという一定の相関関係が見られる。

◀ 図表2-4-7

図表2-4-7 現業員充足率と保護率の相関



(注) 厚生労働省社会・援護局「平成16年度監査資料」、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」(2003年)より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

## 問題点

1. 図6に示す大きな事実を見落としている。それは標準数1（簡単にいえば、被保護世帯数から割り出されたケースワーカーの数が1人ということ）の福祉事務所は過疎地や離島に多く、移動距離が長いことなどから、実態としてケースワーカー2～3人必要であり、そのように配置している福祉事務所が少くないことである。

実態としては必要上やむなくの配置であっても、標準数1の福祉事務所であっては、200%、300%の充足率となって数字上は現れる。

したがって、標準数1の福祉事務所数が県内全福祉事務所数にしめる割合が高いところほど充足率が高くなる（図6）。

2. 標準数1の福祉事務所が多いということは、当然保護率が低い福祉事務所が多いということである。結果として、当該県の保護率が低い（図7）。

3. 現業員は生活保護だけではなく、他の福祉五法を兼務している場合がある。その割合を示すものが専任率であり、福祉事務所の規模とも相関が高く、地域格差が大きい。したがって、充足率の地域格差を計算する場合には、現業員数に専任率を乗じて、専任換算された現業員数を用いる必要がある。

図8に示すように、標準数1の福祉事務所を含む各県の福祉事務所の充足率（専任換算）と保護率には相関が見られない。標準数1の福祉事務所を含むため、充足率は計算上は高めに設定されているにもかかわらず、相関がみられないのである。

## 要望

以上の分析を踏まえ、平成18年度の『厚生労働白書』において、平成17年度の「図表2-4-5 都道府県別保護率と福祉事務所別保護率のばらつき度の関係」、「図表2-4-7 現業員充足率と保護率の相関」および関連記述を削除する旨を記すことを要望する。